

114 農業所得関係（納屋併用住宅の損失）

問 災害により倒壊した納屋併用住宅（1階納屋・2階住宅）の損失はどのように取り扱われますか。

答

納屋部分に係る損失については、農業所得計算上の必要経費に算入しますが、住宅部分に係る損失については、雑損控除の対象となります。

【関係法令等】所法 51、72

115 農業所得関係（果樹の除却による損失）

問 台風による塩害で枯死状態になった柿の木を除却することによる損失はどのように取り扱われますか。

答

災害により、柿の木を除却した場合の損失は、その未償却残高（簿価）から、被害直後におけるその資産の価額（時価）と廃材など発生資材の価額との合計額を控除した金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。）となります。（問 113 参照）

116 農業所得関係（農業用建物等の原状回復費用）

問 災害により倒壊した畜舎の修繕のために支出した費用はどのように取り扱われますか。

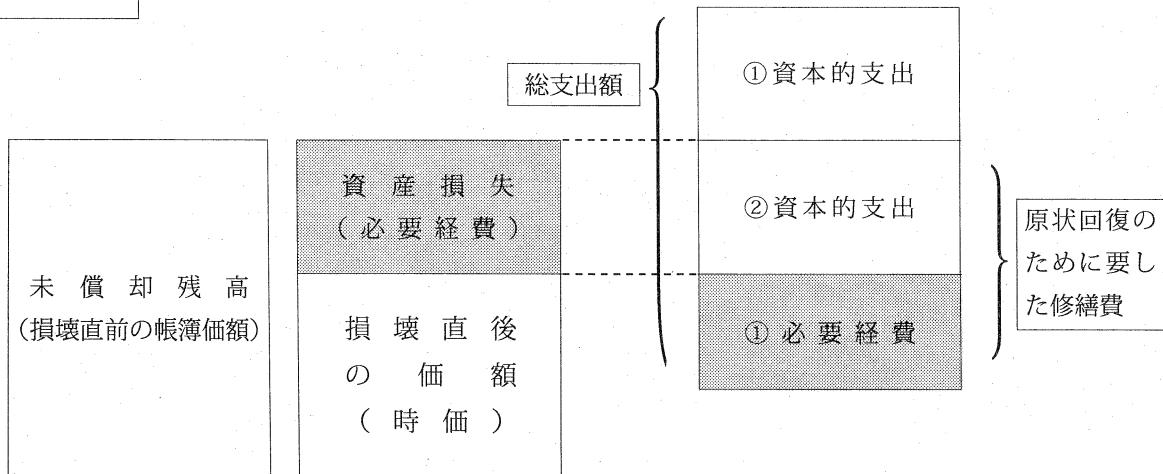
答

- 1 損壊した農業用建物等（固定資産）の原状回復のために要した修繕費（資本的支出に該当するものを除く。）については、資産損失として必要経費に算入される金額を除き、残りの金額をその支出とした日の属する年分の農業所得計算上の必要経費に算入することになります。

算式

$$\text{必要経費 (③)} \quad (修繕費) = \boxed{\text{総支出額}} - \boxed{\text{資本的支出 (①)}} \quad (\text{所令 181 等}) - \boxed{\text{資本的支出 (②)}} \quad (\text{資産損失})$$

参考図1



- 2 なお、災害により被害を受けた固定資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事や土砂崩れの防止等のために支出した費用については、資産損失として必要経費に算入される金額を除き、納税者が残りの金額をその支出した日の属する年分の農業所得計算上の必要経費に算入しているときはその処理が認められます。

算式

$$\text{必要経費 (①+③)} \quad (修繕費) = \boxed{\text{総支出額}} - \boxed{\text{資本的支出 (②)}} \quad (\text{資産損失})$$

※ 上記「参考図1」参照

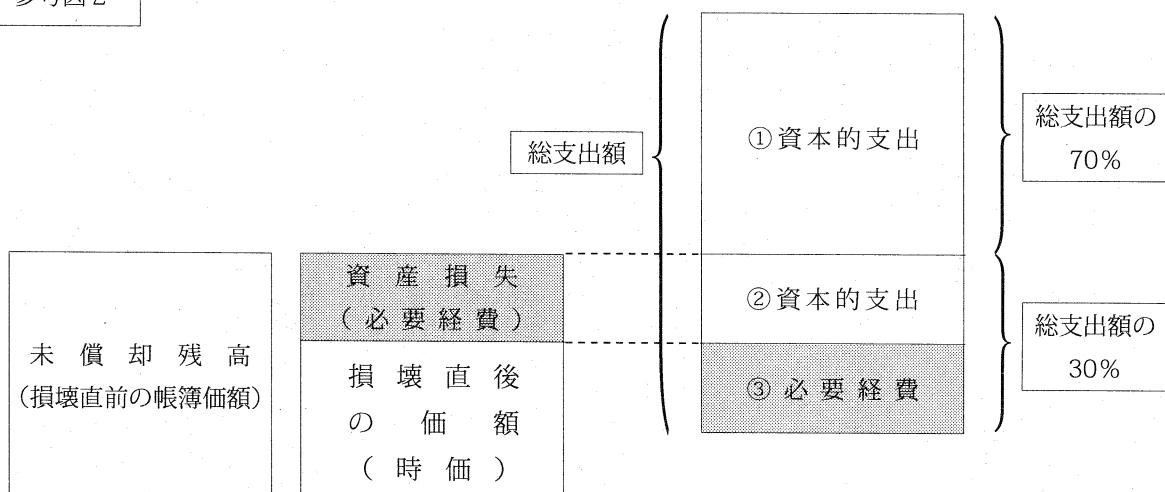
3 また、災害により損壊した固定資産について支出した費用で、その費用の額を修繕費と資本的支出の額とに区分することが困難な場合には、その費用の30%相当額を原状回復のための費用として農業所得計算上の必要経費に算入し、残りの70%相当額を資本的支出の額とすることができます。

ただし、資産損失として必要経費に算入される部分は、この原状回復のための費用として必要経費に算入される30%相当額から差し引くことに注意する必要があります。

算式

$$\text{必要経費 (③)} \quad (修繕費) = \boxed{\text{総支出額}} - \boxed{\text{総支出額の } 70\% \text{ (①)}} - \boxed{\text{資本的支出 (②)} \quad (\text{資産損失})}$$

参考図2



計算例

損壊直前の帳簿価額	1,000,000 円
損壊直後の価額 (時価)	600,000 円
原状回復費用	2,000,000 円
(1) 資産損失額	$1,000,000 \text{ 円} - 600,000 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円}$
(2) 資本的支出	$2,000,000 \text{ 円} \times 70\% = 1,400,000 \text{ 円}$
(3) 修理費	$2,000,000 \text{ 円} \times 30\% = 600,000 \text{ 円}$
(4) 上記(3)のうち、資本的支出とされる資産損失額 (上記(1)) を除いた額	$600,000 \text{ 円} - 400,000 \text{ 円} (\text{資産損失額}) = \underline{200,000 \text{ 円 (修繕費)}}$

(5) この資産の帳簿価額

$$(\text{損壊直後の価額}) + (\text{上記(1)の額}) + (\text{上記(2)の額}) \\ 600,000 \text{ 円} + 400,000 \text{ 円} + 1,400,000 \text{ 円} = 2,400,000 \text{ 円}$$

【関係法令等】所法51、所令142、143、181、所基通37-10、37-12の2、37-14の2、51-3

117 農業所得関係（農地（土地）の損失の評価）

問 災害により棚田（土地）が崩壊し、水田として使用できなくなった場合の損失はどのように取り扱われますか。また、損失額はどのように計算するのですか。

答

農業用固定資産に係る損失は、本年の農業所得計算上の必要経費に算入することになります。必要経費に算入される損失額は、損失の生じた直前の帳簿価額から損失の原因である事実の発生直後ににおけるその資産の価額（時価）と廃材など発生資材の価額との合計額を控除した金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。）となります。

【関係法令等】所法 51、所令 140、142、143、172、所基通 51-2

118 農業所得関係（土砂の除去費用）

問 災害により土砂が流入した農地を原状回復するために要した土砂の除去費用はどのように取り扱われますか。

答

災害により損壊した固定資産についてその原状を回復するために要した金額は、資産損失として必要経費に算入される金額を除き修繕費に該当します。

したがって、流入した土砂を取り除くために要した費用は、農業所得計算上の必要経費に算入できます。なお、土砂を取り除いた後、その部分に土を補充するために要した費用についても、農業所得計算上の必要経費に算入できます。

【関係法令等】所法 37、所基通 37-11

119 農業所得関係（地盛り費用）

問 災害により地盤沈下した農地を原状回復するために要した地盛り費用はどのように取り扱われますか。

答

災害により損壊した固定資産についてその原状を回復するために要した金額は、資産損失として必要経費に算入される金額を除き修繕費に該当します。

したがって、資産損失として必要経費に算入された金額を除き、地盤沈下した農地を原状回復するためには要した費用は農業所得計算上の必要経費に算入できます。

【関係法令等】所法 37、所基通 37-11

120 農業所得関係（未収穫農作物の損失の取扱い）

問 災害により冠水し、収穫できなくなった農作物の損害は、純損失の繰越控除の対象となりますか。また、損失額はどのように計算するのですか。

答

災害により冠水し、収穫できなくなった農作物は、被災事業用資産として純損失の繰越控除を受けられます。

また、被災した農作物に係る損失額は、損失額の計算が合理的に計算できる農作物の種類及び場所等の区分による単位ごとに、その農作物に係る種苗費の額、肥料費、労務費及びその他の経費の合計額から、収穫できた部分の農産物の収穫時価額（庭先販売価額）の合計額を差し引いた金額となります。

参考

未収穫農作物
に係る損失額

=

被災した農作物に係る種苗費・
肥料費・労務費・その他経費の
合計額

-

被災した農作物のうち、収
穫できた部分の収穫時価額
(庭先販売価額) の合計額

【関係法令等】所法 47、70、所令 99、104、所基通 70-3

121 帳簿書類の喪失（所得税確定申告）

問 災害により、帳簿書類がなくなってしまいましたが、申告（決算）はどのように行えばよいでしょうか。

答

所得税法上、事業所得の金額は、その年分の総収入金額から必要経費を差し引いて計算することとされており、その計算は原則として、記帳記録等に基づいて行うこととされていますが、災害により帳簿書類を喪失し所得計算ができない場合などには、例えば、その前年の所得金額を参考にするとか、取引先に取引内容を照会するなどにより合理的に所得計算を行うこととなります。

122 帳簿書類の喪失（税理士事務所が被災）

問　納税者は被災しなかったのですが、関与先の税理士事務所が被災したことにより、納税者の確定申告データが消失したり、作成していた帳簿書類が水没・破損して、期限内に申告することが困難となりました。この場合、確定申告期限の延長が認められますか。

答

納税者自身が災害に遭ったわけではありませんが、関与先の税理士事務所が被災し、パソコンが壊れて申告のためのデータが消失したり、預かっていた帳簿書類が水没又は破損してしまった場合には、納税者自身が被災した場合と同様の事情にあると考えられるため、申告期限の延長の対象となる「災害その他やむを得ない理由」に該当すると考えられます。

ただし、このような場合には、税理士事務所が国税通則法施行令第3条第1項に規定する指定地域にあつたとしても、地域指定の対象とならないため、納税者が所轄の税務署長に対して、個別に期限の延長を申請することになります。

（注） 平成7年の阪神・淡路大震災時においては、期限延長が認められた事例も多いと側聞しています。

【関連法令等】通法 11、通令 3

123 帳簿書類の喪失（青色申告の特典）

問　青色申告者が、災害で帳簿書類をなくした場合、青色申告の特典は認められますか。

答

所得税法上、青色申告者には、一定の記帳と帳簿書類等の保存が義務づけられています。一方、青色専従者給与の必要経費算入等の所得計算上の特典が認められています。

ところで、災害で帳簿書類を喪失された青色申告者についても、災害前までは、所定の帳簿書類を備付け、記帳し、保存していたものと考えられることから、そのような方が何らかの合理的な方法により所得計算をし、申告される場合には、原則として青色申告の特典は認められます。

【関係法令等】所法 148、57 ほか

124 帳簿書類の喪失（消費税仕入税額控除）

問 災害により帳簿書類を喪失した場合の消費税の仕入税額控除の取扱いはどのようにになりますか。

答

消費税の納付税額は、課税売上げに対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出することとされています。

仕入税額の控除は消費税法上、課税仕入れ等に係る帳簿及び請求書等の保存がない場合には適用されないこととされていますが、災害その他やむを得ない事情により、帳簿及び請求書等を保存することができなかったことを事業者が証明した場合には、仕入税額控除ができることとされています。

したがって、災害で帳簿等がなくなった事業者については、課税売上げに対する消費税額を何らかの合理的な方法により計算するとともに、事業者が個々の帳簿等がなくなった事情を証明した上、課税仕入れ等の税額についても何らかの合理的な方法（例えば、前年の申告状況や流出等を免れた帳簿書類等からのできるだけ合理的な方法）により計算することとなります。

なお、簡易課税制度を選択している事業者にあっては、課税売上げに対する消費税額にみなし仕入率を乗じることにより課税仕入れ等に係る控除税額を計算できる仕組みとなっていることから、課税売上げに対する消費税額を何らかの合理的な方法により計算できれば、課税仕入れ等の事実を証する帳簿等の保存がなくても仕入税額控除はできます。

【関係法令等】 消法 30⑦、消基通 11-2-22、8-1-3

125 損益通算

問 農業用作業所が全壊（損失額 600 万円）し、農業所得が 500 万円の損失となりました。土地譲渡所得が 700 万円ありますが損益計算できますか。

できないとすれば被災事業用資産損失の取扱いはどのようになりますか。

答

平成 16 年 1 月 1 日以後に行う土地、建物等の譲渡による譲渡所得以外の所得の金額の計算上損失が生じた場合には、土地、建物等の譲渡による譲渡所得の金額との損益通算は認められることになりました。

したがって、農業所得の損失 500 万円は譲渡所得 700 万円との通算はできないこととなります。

農業所得の損失 500 万円については次のような取扱いとなります。

1 青色申告者の場合

- ① 前年に繰り戻して還付の請求をする
- ② 翌年以後 3 年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除する

2 白色申告者の場合

純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後 3 年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除します。

【関連法令等】 所法 69、70①②、所令 198、措法 31、32、平 16 年改正法附 27

126 災害義援金

問 災害に関し、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体に対して災害義援金を拠出した場合、この災害義援金は国等に対する寄付金に当たりますか。

答

災害救助法の適用区域の被災者のために、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が災害義援金の募集を行った場合において、その募金団体に対して拠出した災害義援金が最終的に地方公共団体の組織する災害義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるとき^(注)は、その災害義援金は国等に対する寄付金に該当します。

したがって、個人が当該災害義援金を拠出した場合は寄付金控除の対象となります。

(注) 募金団体が災害義援金募集手続等について、所轄税務署の確認を受けることが必要（次問参照）。

【関係法令等】 所法 78②一、所基通 78-5、法法 37④一、法基通 9-4-6

127 災害義援金に係る手続き

問 ○○団体として災害義援金を募集し地方公共団体へ拠出したいと考えていますが、この場合、税務上どのような手続が必要ですか。

答

日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が募集する災害義援金が、募金趣意書等により、最終的に地方公共団体が組織する災害義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかにされている場合には、その災害義援金は国等に対する寄附金に該当します。

その募金団体が募集する災害義援金が国等に対する寄附金に該当するかどうかは、原則としてその募金団体の主たる事務所の所在地を所轄する税務署（個人課税部門）において、次の事項を確認することとしていますので、確認を受ける募金団体においては、所轄の税務署（個人課税部門）に照会してください（平成14年2月25日付課法2-3ほか1課共同「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）」）。

- ① 募金団体の名称、代表者名、所在地
- ② 募集した義援金の受付の専用口座等
- ③ 募集した義援金の拠出先等
- ④ 募金要綱、募金趣意書の有無等

（注）募金団体が募金要綱や募金の趣旨等を新聞紙上等で広く一般に周知している場合には、税務署において、その新聞等を確認することにより、募金要綱、募金趣意書の有無の確認に代えて差し支えないこととされています。

- ⑤ 預り証等の発行の有無等

（注）義援金の受付の専用口座へ振り込む場合を除き、募金団体は、地方公共団体に対する寄附金である旨を明記した預り証等を発行することが望ましい。

なお、募金活動を終了した場合には、募金団体は、確認を行った税務署に対し、義援金配分委員会等が受領したことを証する書類の写し及び収支報告書を提出する必要があります。

（注）収支報告書を新聞紙上に掲載すること等により広く一般に周知する場合は、これにより収支報告書の提出に代えて差し支えないこととされています。

【関係法令等】所基通 78 - 5

128 災害義援金（被災者生活再建支援金）

問 住宅に半壊以上の被害を受けた世帯に生活必需品（家電製品等を含む。）の購入や被災住宅の解体、補修等の経費に充てるために支給される「被災者生活再建支援金」は損害額から控除する保険金と同様の扱いになりますか。

答

見舞金や義援金は、一般的には損失の補てんに充てられる「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には含まれません。

設問の場合は、雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減免除の適用対象となる資産の損失の金額を補てんする目的で支給されることから、その実質において保険金、損害賠償金等と何ら異なりません。

したがって、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれることとなります。

【関連法令等】所法 72、所基通 78 - 5

129 災害義援金（新潟県から支給される義援金）

問 新潟県は、全国から寄せられた義援金を義援金配分委員会の決定に基づいて、全壊世帯 200 万円、半壊世帯 25 万円、一部損壊世帯 5 万円という基準で配分しました。この配分された義援金は、損失額から差し引く保険金等に該当しますか。

答

個人が、個人又は法人から見舞金等を受けた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係に照らし、社会通念上相当と認められるものについては非課税になります。そして、見舞金等は、一般的には、損失額の補てんに充てられる「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には含まれませんが、その見舞金が資産の損失額を補てんする目的で支払われる場合には、補てん金として差し引くことになります。

しかしながら、義援金配分委員会の決定に基づいて支払いを受けた災害義援金は、被害の程度によって配分額が異なっているものの、その実質は、全国の個人や法人から寄せられた見舞金の集合体に過ぎないことから、住宅や家財等の損失額を補てんする目的で支払われることが明記されている場合を除いて、社会通念上相当な見舞金等として取り扱うこととなります。

【関係法令等】所法 9①十六、所令 30三、所基通 9 - 23、51 - 6、78 - 5

130 見舞金を受け取った場合

問 先の震災後、友人、知人及び勤務先から見舞金を受け取りましたが、この見舞金の課税はどうなりますか。

答

個人が、個人から見舞金や義援金を受け取った場合、又は、個人が法人から見舞金や義援金を受けた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

【関係法令等】所法9①十六、所令30三、所基通9-23、相法21の3、相基通21の3-9

131 住宅借入金等特別控除の取扱い（居住の用に供することができなくなった場合）

問 住宅を取得し居住の用に供し、住宅借入金等特別控除の適用を受けていましたが、災害により倒壊し、居住の用に供することができなくなりました。残りの適用年について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。

答

災害により、倒壊するなどし、居住の用に供することができなくなった場合には、その災害のあった日まで引き続き居住の用に供していれば、本年分については、当該控除の適用を受けることができます。

【関係法令等】措法41①

132 住宅借入金等特別控除の取扱い（一時的に居住の用に供していない場合）

問 住宅を取得し居住の用に供し、住宅借入金等特別控除の適用を受けていましたが、災害により一部損壊し、一時的に居住の用に供することができなくなりました。この場合、残りの適用年について住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか。

答

災害により、一部損壊するなどし、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその住宅を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとして取り扱われ、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

【関係法令等】措法41①、措基通41-2(2)

133 納税証明書の手数料

問 災害により財産に相当な損害を受け、その復旧資金の借入のために使用する納税証明書の交付手数料は必要ですか。

答

納税者が、①災害によりその所有する財産について相当な損失を受け、かつ、②復旧に必要な資金の借入れのために使用する証明書を請求する場合は、手数料は要しません。

なお、上記の「財産について相当な損失を受けた」ことの確認に当たっては、「被災明細書」や市町村などが発行する「り災(被災)証明書」により行われますが、「被災明細書」や「り災(被災)証明書」の提出が困難な場合は、納税者からの聴き取りにより行うこととされています。

【関係法令等】通法 123 ②、通令 42 ③

134 自動車重量税の還付（使用していた自動車）

問 今まで使用していた自動車が、水害により廃車することとなったので自動車重量税は還付してもらえますか。

答

使用されていた自動車の場合は、「災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」に規定する「被災自動車」に該当しないので、自動車重量税を還付することはできません。

「災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」に規定する「被災自動車」とは、自動車の販売業者などが車検証の交付を受けるために保管している自動車のうち、自動車重量税を納付し、車検証の交付を受けた後、災害による被害を受けたことにより走行することなく廃車となった自動車をいいます。

135 自動車重量税の還付（対象となる自動車）

問 「被災自動車」とはどのような自動車が該当しますか。

答

災害により被害を受けた自動車のうち自動車販売業者等が保管していたこと等一定の要件を満たしている「被災自動車」については、災害減免法の規定により自動車重量税の還付が受けられます。

「被災自動車」とは、自動車販売業者又は自動車分解整備事業者が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定（以下、「車検証の交付等」という。）を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付され車検証の交付等を受けたもので、災害による被害を受けたことにより当該車検証の交付等を受けた後走行の用に供されることなく使用が廃止されたものをいいます。

136 自動車重量税の還付（還付を受けるための手続）

問 「自動車重量税」の還付を受けたいのですが、どのような手続をすればよいでしょうか。

答

被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けようとする方（原則として、被災自動車の使用者となります。）は、当該被災自動車を保管していた自動車販売業者等の申請により被災地の所轄税務署が交付する「被災自動車確認書」を「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」に添付して還付申請をする必要があります。

（1）「被災自動車確認書」の交付を受ける手続

当該被災自動車を保管していた自動車販売業者等の方が、「被災自動車確認書交付申請書」を災害のやんだ日から1か月以内に被災地を所轄する税務署に提出し、確認書の交付を受けてください。

（2）還付申請の手続

当該還付を受けようとする方が（1）の「被災自動車確認書」等を添付した「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」を災害のやんだ日から4か月以内に被災自動車の使用者の住所地等を所轄する税務署に提出してください。

137 自動車重量税の還付（被災自動車確認書）

問 自動車重量税の還付を受けるために必要な「被災自動車確認書」の交付申請手続について教えてください。

答

「被災自動車確認書」の交付手続は次のとおりです。

1 手続をする方

被災自動車を保管していた自動車販売業者又は自動車分解整備事業者

2 提出期限

災害のやんだ日から1か月以内

3 提出書類及び部数

「被災自動車確認書交付申請書」2部

4 提出先

被災地を所轄する税務署

5 申請の際に提示が必要な書類

廃車証明書（自動車抹消登録証明書）

138 自動車重量税の還付（還付申請手続）

問　自動車重量税の還付申請に必要な提出書類等について教えてください。

答

被災自動車に係る自動車重量税の還付申請は次のとおりです。

1 手続をする方

被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けようとする者（自動車重量税の納稅義務者、原則として被災自動車の使用者となります。）

2 提出時期

災害のやんだ日から4か月以内

3 提出書類

「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」1部

被災自動車確認書1部……（前問「被災自動車確認書」参照）

自動車重量税納付税額証明書1部……（被災自動車の所管運輸支局等に申請）

被災自動車が軽自動車である場合は軽自動車届出済証返納証明書1部

還付申請手続又は還付金受領の権限を他の者に委任する場合には、委任状及び委任者の印鑑証明書各1部

4 提出先

被災自動車の使用者（納稅義務者）の住所地等を所轄する税務署